

第7期小金井市市民参加推進会議委員（市民枠）公募選考基準（案）

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市市民参加条例（平成16年4月1日施行）第28条第2項による公募の委員です。
- (2) 役割 市民参加条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加を推進するために必要な意見を市長に提言します。
- (3) 任期 委嘱日から2年間
- (4) 会議 任期中に8回程度（予定）の推進会議に出席し、審議等に参画します。なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。（委員長：11,000円、委員：10,000円）

2 募集人員等

- (1) 募集人員 市民3人
- (2) 募集対象 満18歳以上（国籍は問いません。応募時現在）、市内在住の方。ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。
- (3) 募集期間 平成29年6月1日から平成29年7月1日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（平成29年6月1日号）及び市のホームページ等で行います。

3 選考方法

指定テーマ「市民参加を進めるために必要なこと」に対する専用応募用紙による提出論文について審査し、選考します。市の役割、市民の役割の2つを設定し、それぞれ400字以内、合計800字以内で書いていただきます。

4 応募方法

市民参加推進会議応募委員応募用紙に住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、平成29年7月1日までに持参、郵送（封書は当日消印有効）又はファクシミリで企画政策課へ提出してください。

5 選考の際に考慮すること

提出された応募用紙の記載内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項につ

いても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないうように配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。
- (3) 同点の場合、上記(1)、(2)を考慮の上、最終的には抽選で決定します。

6 審査基準

提出された応募用紙は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字がなく、適切な文章表現であるか。

※ 各項目につき各10点満点とします。

7 選考委員会の構成

公募委員の選考に当たっては、市民参加推進会議委員選考委員会を設置し、市長、副市長、教育長、市民部長、企画政策課長が選考委員になります。

8 選考結果通知方法

選考結果については、7月下旬に応募者全員に通知するとともに、市報（平成29年8月15日号(予定)）及び市のホームページに掲載します。

なお、応募論文は、選考後、応募者に返却します。

9 その他

市民参加推進会議委員の公募・選考に関する庶務は、企画財政部企画政策課企画政策係において処理します。

附属機関等の委員募集・選任結果及びパブリックコメントの意見募集・検討結果の市報原稿フォーマットの変更について

	新フォーマット	旧フォーマット										
委員の募集	<p>○○○○委員会委員募集</p> <p>○○○○について、検討・審議します。</p> <p>定 ○人</p> <p>対 市内在住で、○歳以上の方※原則、他の附属機関の委員の方を除く</p> <p>■任期○月～平成○年○月（○回程度開催） ■報酬○○○円（1回）</p> <p>他 ▽作文は返却します。▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください。</p> <p>申 ○月○日（消印有効または必着）までに、直接、郵送またはファクスで、作文（○○字以内・課題＝○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○）【面接・書類審査の場合は応募動機（○○字以内）】・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、○○課○○係（〒184-8504住所不要・市役所○庁舎○階☎042-○○○-○○○○FAX042-○○○-○○○○）へ</p>	<p>○○○○委員会委員を募集</p> <p>市では、○○のために「○○委員会」を設置しています。 ○○委員は、関係機関から推薦された委員○人および市民公募○人で構成されています。 このたび、任期満了に伴い委員を募集します。</p> <p>募集人員 ○人（選考） 対 象 市内在住で、平成○年○月○日現在○歳以上の方 ※すでに市が設置している附属機関等の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関の委員を兼ねることができません。</p> <p>委嘱期間（任期） ○月○日～平成○○年○月○日（今年度○回を予定） 報酬（謝礼） ○○○円（1回） 応募方法 ○月○日（消印有効または必着）までに、直接、郵送またはファクスで、小論文（○○字以内・課題＝○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○）[面接・書類審査の場合は応募動機（○○字以内・○○活動に経験のある方はその旨記入してください）]・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、○○課へ。 選考方法 市役所内で設けた選考委員会で、論文（作文）による審査・選考を行います。[面接による選考を行います][書類審査による選考を行います] 選考結果 応募者全員に選考結果をお知らせします。提出いただいた論文(作文)は、選考後返却します。 選考基準 必要な方は○○課へお問い合わせください。 [面接日 ○月○日(○)] 問合せ先 ○○課○○係（〒184-8504住所不要・市役所○○庁舎○○階☎○○○-○○○○FAX○○○-○○○○）</p>										
委員選任結果	<p>○○○○委員会 委員選任結果</p> <p>公募委員選考基準等により、次の方々を委員に選任しました。 ▽○○○○○さん、○○○○○さん（いずれも公募市民） ▽○○○○○さん（学識経験者） ▽○○○○○さん（市民団体代表） 問 ○○課○○係（☎042-○○○-○○○○）</p>	<p>○○○○委員会 委員選任結果および委員名簿</p> <p>公募委員選考基準により、次の方々を委員に選任しました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>選任区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○○○さん</td> <td>公募市民</td> </tr> <tr> <td>○○○○○さん</td> <td>公募市民</td> </tr> <tr> <td>○○○○○さん</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>○○○○○さん</td> <td>市民団体代表</td> </tr> </tbody> </table> <p>問合せ先 ○○課○○係（☎○○○-○○○○）</p>	氏名	選任区分	○○○○○さん	公募市民	○○○○○さん	公募市民	○○○○○さん	学識経験者	○○○○○さん	市民団体代表
氏名	選任区分											
○○○○○さん	公募市民											
○○○○○さん	公募市民											
○○○○○さん	学識経験者											
○○○○○さん	市民団体代表											

	新フォーマット	旧フォーマット
パブリックコメント募集	<p>〇〇〇〇計画【条例】（素案）【（案）】パブリックコメントの実施</p> <p>市では、〇〇〇〇の推進のため、〇〇施策の検討を行っています。</p> <p>対 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体</p> <p>■公開・募集期間〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）（必着・消印有効）</p> <p>■公開場所〇〇課（市役所〇庁舎〇階）、市役所第2庁舎1階受付、情報公開コーナー（市役所第2庁舎6階）、おもな市内公共施設、市ホームページ</p> <p>■検討結果の公表等〇年〇月（予定）</p> <p>※検討結果と意見の内容を公表します。意見への個別の回答はいたしません。</p> <p>■提出方法募集期間内に、住所・氏名・意見を明記し、直接、郵送、ファクスまたは市ホームページから、〇〇〇課〇〇〇係（〒184-8504住所不要・市役所〇庁舎〇階 ☎042-〇〇〇-〇〇〇〇FAX042-〇〇〇-〇〇〇〇）へ。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施策の内容等を、わかりやすく、できるだけ詳細に記載してください(冒頭色つきの部分) ② 公開・募集期間は原則1か月以上設けてください ③ 公開は、市報の配布開始までに準備してください ④ 公開場所は市内地域に偏りが出ないように配慮してください ⑤ その他詳細は、市民参加条例第15条及び同施行規則第17～21条を参照してください <p>※ 「案」と「素案」の市報上の整理 「案」は検討後、施行となるもの 「素案」は検討後「案」となるもの</p> </div>	<p>〇〇〇〇計画・条例（案）に対するパブリックコメント</p> <p>市では、〇〇〇〇計画・条例に基づき、〇〇〇〇に関する施策を総合的・計画的に推進するため、〇〇〇〇計画・条例の骨子を作成しました。</p> <p>この案に対し、市民の皆さんの意見を募集します。</p> <p>施策名称 〇〇〇〇計画・条例</p> <p>対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体</p> <p>検討結果の公表等 〇年〇月（予定）。意見等に対する個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容および市の検討結果とその理由を公表します。</p> <p>配布・閲覧場所等 〇〇課（市役所〇庁舎〇階）、〇〇課（同〇階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター等でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。</p> <p>提出方法 〇月〇日～〇月〇日（〇〇）に、住所・氏名・施策名称を明記し、直接、郵送、ファクスまたは市ホームページ専用フォームで〇〇課へ。</p> <p>問合せ先 〇〇〇課〇〇係（〒184-8504住所不要 ☎042-〇〇〇-〇〇〇〇FAX042-〇〇〇-〇〇〇〇）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【注意事項】</p> <p>※ 提出期間は、原則として、一か月以上に設定してください。</p> <p>※ 配布・閲覧は、市報の配布開始日までに開始してください。</p> <p>※ 配布・閲覧場所については、市内地域に偏りが出ないように配慮してください。</p> <p>詳しくは、市民参加条例第15条、および同施行規則第17条、18条、19条、20条、21条を参照ください。</p> <p>また、実施に当たっては、企画政策課から出されている小金井市『市民の提言制度（パブリックコメント）運用マニュアル』（情報ライブラリーNo.1336）を参照してください。</p> </div>
パブリックコメント検討結果	<p>〇〇〇〇計画【条例】（素案）【（案）】パブリックコメントの検討結果</p> <p>市では、〇月〇日～〇月〇日に〇〇〇〇計画【条例】の素案【案】に対して意見を募集しました。</p> <p>このたび、いただいた意見の検討結果がまとまりましたのでお知らせします。</p> <p>■意見数・人数〇件〇人</p> <p>■公開場所〇〇課（市役所〇庁舎〇階）、市役所第2庁舎1階受付、情報公開コーナー（市役所第2庁舎6階）、おもな市内公共施設、市ホームページ</p> <p>■検討結果の公表等〇年〇月（予定）※検討結果と意見の内容を公表します。意見への個別の回答はいたしません。</p> <p>問 〇〇〇課〇〇〇係（☎042-〇〇〇-〇〇〇〇）</p>	<p>〇〇〇〇計画・条例（案）に対するパブリックコメントの検討結果</p> <p>市では、〇月〇日～〇月〇日に、〇〇〇〇計画の案に対して、市民の皆さんから意見を募集しました。</p> <p>このたび、寄せられた意見の検討結果およびその理由がまとまりましたので、お知らせします。</p> <p>意見数・人数 〇件・〇人</p> <p>配布・閲覧場所等 〇〇課（市役所〇庁舎〇階）、〇〇課（同〇階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター等でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。</p> <p>問合せ先 〇〇〇課〇〇係（☎042-〇〇〇-〇〇〇〇）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【注意事項】</p> <p>※ 結果について、配布または閲覧のみを行う場合は、どちらかを明記してください。</p> <p>※ 配布・閲覧は、市報の配布開始日までに開始してください。</p> <p>※ 結果の配布・閲覧場所等については、市内地域に偏りが出ないように配慮してください。</p> <p>詳しくは、市民参加条例第15条、および同施行規則第17条、18条、19条、20条、21条を参照ください。</p> <p>また、実施に当たっては、企画政策課から出されている小金井市『市民の提言制度（パブリックコメント）運用マニュアル』（情報ライブラリーNo.1336）を参照してください。</p> </div>

小金井市 市民参加推進会議 第6期提言用メモ

「市民参加をより一層推進するための取組について」

(※「若者」の語をどう入れるかを検討)

はじめに

小金井市市民参加推進会議（第6期）では、平成27年12月から平成29年5月まで7回の会合をもった。この間の議論を通じ、小金井市政（以下「市政」という。）における市民参加をより一層推進するため、以下のとおりワークショップ（参加型の学習と議論の場）の実施を提案することとした。

小金井市（以下「市」という。）においては、本提案を基礎としてワークショップの実施に向けた検討を進め、早期に実現可能な方策を立案されたい。

1 これまでの経緯

小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号）第1条には、小金井市民（以下「市民」という。）の市政への参加と協働がうたわれている。市では、これまで附属機関等への市民参加を促進するため、公募による市民の参加の手法を整備するとともに、無作為抽出によって各種委員会委員への就任を要請するなどにより市民が市政へ参加する具体的な経路を拡充してきた。

しかし、附属機関等への参加は、現状においては高齢者層が中心であり、参加する市民の年齢層に偏りが見られる。

そこで、第5期市民参加推進会議では、「若者の市民参加」に焦点を当て、その具体的な手法としてワークショップや若者討議会の実施、市の会議体への若者分科会の設置が提言された。今期の会議ではその議論を踏まえ、以下の提言を行う。

2 提言

第6期推進会議では、若者の参加拡大を想定しつつ、より広範な市民参加を促すべく、地域課題等を議論するワークショップの実施を提言する。これにより、今後の市政における市民参加の多様な手法の確立を図る一助にするとともに、ワークショップへの参加が今後の市民参加の一層の推進につながることを期待するものである。

ワークショップは、性別や年齢、職業等にかかわらず多くの市民が参加でき、平等な立場で議論が可能となる市民参加の一手法である。また、いわゆる討論会やディベートとは異なり、多様な人々が自由に参加し、共通のテーマについて多角的に議論をすることを通じて、互いに学び合い、アイデアを創発する仕組みでもある。

このため、一つの解決策への合意をとりつけるよりも、多様な意見を出し合い、そのメリットやデメリットを互いに理解するような議論の場となることが大切である。

したがって、市民の参加のみならず、小金井市職員（以下「市職員」という。）や関連団体等からの積極的な参加も重要である。このため、第6期市民参加推進会議におけるこれまでの議論を踏まえ、ワークショップを開催する場合、市は以下の事項に配慮すべきである。

(1) ワークショップの運営について

- ア ワークショップの効率的な運営を図るためには、その規模や人数も重要な要素であり、議論が盛り上がる人数とすべきである。このため、1グループは5～6名程度にすること、会場の大きさにも配慮することが望ましい。また、参加人数が多いことのみをもって成功したとは考えず、議論の質に目を向けるべきである。
- イ ワークショップのテーマ設定には、市政における具体的な計画や事業等、又は地域課題等を議論するなど多様な内容が想定される。テーマ設定に当たっては、わかりやすく具体的なテーマを設定する必要がある。抽象的あるいは専門的すぎるテーマでは、多様な市民の参加を促すことができず、意見の集約が適切に行えないことに留意すべきである。
- ウ ワークショップの議論に際しては、関連するデータ・資料を用意し、必要に応じてレクチャーを行うなど、最低限の共通理解を得た上で議論を進める必要がある。これらの点を考慮した上で時間設定を行うことが望ましい。
- エ 会議室での議論だけでなく、まち歩きや地図作成など体を使う要素をワークショップに取り入れることで、より広い層の参加を促すことが望ましい。
- オ 魅力的なワークショップを開催するには、これまで関心を持たなかった市民の参加を促すための手法として、参加者に一定のインセンティブを与える工夫も考えられる。この点については、物品や金銭に限るものではなく、参加を促す市民層や経費等も視野に入れながら有益な導入方法を考えてもよい。

(2) ワークショップに係る広報について

- ア ワークショップに係る広報については、市報やホームページを活用して広く市民に参加を呼びかける。同時に、設定したテーマを踏まえ、関心が高いであろう年齢層や地域等へ重点的に参加を呼びかける等の手法もある。広報媒体としてはポスターやチラシ、郵便、ホームページ、SNS等をテーマごとに使い分けながら活用することが肝要である。
- イ 広報戦略においては、市内や近隣の学校、関連がある教員のゼミ等に呼びかけるなど、具体的な関心を持つ若者に届きやすい広報を積極的に行うことが望ましい。
- ウ 市民への呼びかけに当たっては、参加のしやすさや興味あまりない人にもアピールできるよう、わかりやすさや楽しさに配慮し、多様な市民と交流できる機会などもアピールするとよい。

(3) 議論の成果について

- ア ワークショップでは参加者に対し、議論の結果がどのように扱われるのかを明確に説明する必要がある。
- イ 議論の成果は参加者内で共有を図るとともに、発言者等を匿名化した上で、市のホームページや報告書等で広く共有し、その上で可能な限り市の計画等に反映させることが望ましい。

ただし、ここで言う「議論の成果を反映させること」とは、そのまま採用することを意味せず、市からの回答や説明などの方法もその一形態と言えよう。

(4) その他

ア 開催日時や場所等は、多様な市民の参加を促すことができるよう配慮すること。

イ 開催に当たり、ワークショップの終了時間は厳密に守るべきであるが、ワークショップ終了後も会場を確保し、終了後の市民間や市民と市職員・関係者との交流を積極的に行うことができるように配慮することが望ましい。

ウ ワークショップの評価は参加者数等の量的な側面だけでなく、議論の内容や満足度、参加者や市職員等への学習効果などの質的な部分、更には今後の市政への参加につながっていくかなど、市民参加のきっかけとなっているか否か、多面的に評価する必要がある。

おわりに

今期の推進会議では、会議室での公式の会合とは別に、2016年6月18日（土）に市の主催で開かれた「公共施設に関する市民意見交換会」に各委員がオブザーバーとして傍聴し、ワークショップ形式による意見交換の場を経験した。今回の提言は、この時のワークショップへの評価が基礎になっている。計画づくりに関して「情報なければ参加なし」といわれるが、市が用意した公共施設に関するデータ・情報・地図を業者がわかりやすい形で示したため、参加した市民は具体的なイメージをもって議論できたようであった。今回の提言で推進会議の委員がイメージしている市民参加のあり方を理解するためにも、市長以下市職員の方々には、小規模でもよいのでワークショップを少しでも多く企画し、参加されることを期待したい。

● 第6期小金井市市民参加推進会議委員名簿

役職等	氏名	所属等
委員長	西尾 隆	国際基督教大学教授
副委員長	渡邊 大輔	成蹊大学准教授
委員	一山 稔之	公募市民
	大久保 勝盛	公募市民
	佐久間 博子	公募市民
	原 久子	公募市民
	三輪 茉莉香	公募市民
	五島 宏	NPO法人 ひ・ろ・こらぼ
	田中 留美子	NPO法人 小金井雑学大学 ※平成28年2月13日まで
	中村 彰宏	NPO法人 市民の図書館・公民館こがねい ※平成28年5月27日から
	山下 光太郎	小金井青年会議所
	河野 律子	市に勤務する職員（企画財政部長） ※平成28年3月31日まで
	天野 建司	市に勤務する職員（総務部長） ※平成28年3月31日まで （企画財政部長） ※平成28年4月1日から
	中谷 行男	市に勤務する職員（総務部長） ※平成28年4月1日から

● 第6期推進会議活動概要

回数	開催日	議題等
第42回	平成27年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・正副委員長の互選 ・市民参加条例の概要について ・推進会議の運営等について ・市民参加条例運用状況等について
第43回	平成28年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期会議の議題について
第44回	平成28年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度市民参加状況報告及び確認 ・各附属機関等団体代表登録状況について ・市ワークショップ内容について
第45回	平成28年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等委員の市職員等の人数について ・市ワークショップに関する意見・提案について
第46回	平成28年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言の具体的内容の検討について
第47回	平成29年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言案の検討について
第48回	平成29年5月末(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度市民参加状況報告及び確認 ・提言案の検討及び最終確認について
第49回	平成29年7月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期まとめ